農家の皆様へ

平成23年4月22日福島県農林水産部

本日、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から福島県知事に対し、稲の作付制限を関係自治体の長に要請するよう指示がありました。

これを受け、県では、本日付で関係市町村長に平成23年産の稲 の作付けを控えるよう要請したところです。

稲の作付が制限されるのは「避難のための立退きを指示した区域」、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」です。

これらの区域内で稲作に携わっておられる農家は、約6,800 戸、稲の作付面積は約8,500ヘクタールに及びます。

今回、このような厳しい措置を講じざるを得ない状況に至りましたことは、良質米の生産県である本県にとりまして、誠に残念でなりません。

県といたしましては、国に対して、稲の作付制限を行う農家に対しては、十分な補償がなされるよう万全を期すことや農用地における放射性物質の除去や、土壌改良等に万全の対策を講じることなどを引き続き要望してまいります。

また、県では、国の試験研究機関や大学とも連携し、今後の技術対策に万全を期すとともに、農家の皆様とも力を合わせ、あすの福島農業の再生に向けて取り組んでまいる考えであります。

区域区分	区分の内容	該当地域
避難のための立退きを 指示した区域	福島第一原子力発電所から半径20 キロメートル圏内の区域	田村市の一部(都路町の一部)、南相馬市の一部(小高区、原町区の一部)、楢葉町の一部、富岡町、川内村の一部、大熊町、双葉町、浪江町の一部、葛尾村の一部
計画的避難区域	公示日から、原則として概ね1ヶ月 程度の間に順次当該区域外への 避難のための立退きを行う区域	(避難のための立退きを指示した区域を除く)葛尾村、浪江町、飯舘村、川俣町の一部(山木屋)、南相馬市の一部(原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津、原町区大原字和田城)
緊急時避難準備区域	常に緊急時に避難のための立ち退き又は屋内への退避が可能な準備を行う区域	(避難のための立退きを指示した区域を除く)広野町、楢葉町、川内村、田村市の一部(都路町、船引町横道、常葉町堀田、常葉町山根)、南相馬市の一部(福島第一原子力発電所半径20キロメートルから30キロメートルを30キロメートル圏内のうち計画的避難区域を除く区域)